

第2回 児童福祉司任用前講習会・指定講習会



日程

12月3日(木)・4日(金)・15日(火)・16日(水)・21日(月)・22日(火)・23日(水)
(詳細は、次ページのカリキュラムを確認してください。)

対象

児童福祉司任用前講習会

- (1) 令和元年6月26日公布改正児童福祉法第13条第3項第7号、児童福祉法施行規則第6条第11号、同条第12号、平成29年厚生労働省告示第130号、同第134号において定める者(下記のとおり)
- ①社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者
 - イ 社会福祉主事として相談援助業務に従事した期間
 - ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
 - ②社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者(①を除く)
- (2) (1)の他、子ども家庭福祉行政に携わる職員(心理職を含む)

指定講習会

- 令和元年6月26日公布改正児童福祉法第13条第3項第8号、児童福祉法施行規則第6条第6号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、同条第10号、同条第13号において定める者(下記のとおり)
- ①保健師で指定施設(※)において1年以上相談援助業務に従事した者
 - ②助産師で指定施設(※)において1年以上相談援助業務に従事した者
 - ③看護師で指定施設(※)において2年以上相談援助業務に従事した者
 - ④保育士(特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)で指定施設(※)において2年以上相談援助業務に従事した者
 - ⑤教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設(※)において1年以上(同法に規定する二種免許状を有する者にあつては2年以上)相談援助業務に従事した者
 - ⑥児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員で指定施設(※)において2年以上相談援助業務に従事した者

※指定施設…児童福祉法施行規則第5条の3及び平成29年3月31日付雇児発0331第43号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知参照

ねらい

児童相談所における児童福祉司として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等を習得し、特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施する。
研修内容到達目標及びカリキュラム等については厚生労働省が示す基準に基づく。

定員

40名程度

場所

特別区職員研修所〔千代田区神田相生町1番地 秋葉原センタープレイスビル4・5・6階〕

※第1回は、同教科目で9/28~10/13に実施を予定しています。

令和2年度 第2回 児童福祉司任用前講習会/指定講習会日程表

◎は必須

日程	教科目番号/教科目	講師（敬称略）	任用前講習会	指定講習会
12月3日 (木) 8:45~17:00	8:45~9:00 (初日のみ) オリエンテーション (開講にあたり・事務連絡)	所長 事務局	◎	◎
	1 子どもの権利擁護	くれたけ法律事務所 弁護士 磯谷 文明	◎	◎
	3 子ども家庭相談援助制度及び実施体制	東京都児童相談センター 職員	◎	◎
	2 子ども家庭福祉における倫理的配慮	東京都児童相談センター 職員	◎	◎
	5 ソーシャルワークの基本	明星大学人文学部福祉実践学科 常勤教授 川松 亮	◎	◎
12月4日 (金) 9:00~17:00	4-1 子どもの成長・発達と生育環境	社会福祉法人 子どもの虐待防止センター 評議員 加藤 吉和	◎	◎
	4-2 子どもの成長・発達と生育環境	社会福祉法人 子どもの虐待防止センター 評議員 加藤 吉和	◎	◎
	7 児童相談所における方針決定の過程	千葉県市川児童相談所 職員	◎	◎
	13 障害相談・支援の基本	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 職員	◎	◎
12月15日 (火) 9:00~17:00	6-1 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	◎	任意
	6-2 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	◎	任意
	6-3 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	子どもの虹情報研修センター 研修部長 中垣 真通	◎	任意
	6-4 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	子どもの虹情報研修センター 研修部長 中垣 真通	◎	任意
12月16日 (水) 9:00~17:00	11-5 子ども虐待対応の基本～基礎知識Ⅲ	愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	◎	◎
	11-6 子ども虐待対応の基本～事例検討Ⅱ	愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	◎	◎
	11-4 子ども虐待対応の基本～事例検討Ⅰ	愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	◎	◎
	10 行政権限の行使と司法手続き	くれたけ法律事務所 弁護士 磯谷 文明	◎	◎
12月21日 (月) 9:00~17:00	8-1 社会的養護による自立支援	子どもの虹情報研修センター 研究部長 増沢 高	◎	◎
	8-2 社会的養護による自立支援	子どもの虹情報研修センター 研究部長 増沢 高	◎	◎
	11-1 子ども虐待対応の基本 ～心理	子どもの虹情報研修センター 研究部長 増沢 高	◎	◎
	12 非行対応の基本	東京都児童相談センター 職員	◎	◎
12月22日 (火) 9:00~17:00	14-1 児童福祉論	法律事務所たいとう 弁護士 吉川 由里	任意	◎
	14-2 児童福祉論	法律事務所たいとう 弁護士 吉川 由里	任意	◎
	14-3 児童福祉論	東京都福祉保健局 職員	任意	◎
	15 障害者福祉論	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 職員	任意	◎
12月23日 (水) 9:00~17:00	11-2 子ども虐待対応の基本 ～基礎知識Ⅰ	松戸市立総合医療センター 小児科 医長 小橋 孝介	◎	◎
	11-3 子ども虐待対応の基本 ～基礎知識Ⅱ	松戸市立総合医療センター 小児科 医長 小橋 孝介	◎	◎
	9-1 関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	枚方市 子ども青少年部 職員	◎	◎
	9-2 関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	枚方市 子ども青少年部 職員	◎	◎

※実施日程等は変更になる場合があります。変更が生じた場合は、別途お知らせいたします。



【問合せ先】特別区職員研修所 教務課 専門研修係 電話 03-5298-3929